資料８

子ども・子育て支援法に基づき条例で定める基準について

１　今後の作業日程の概要

別紙１参照

２　区が条例等で定めるべき基準（各基準の内容については下記の表を参照）

（１）小学校就学前の子どもに係る保育必要量の認定基準《法 20 条関連》
（２）特定地域型保育事業の認可基準《法 46 条関連》
（３）特定教育・保育施設の運営に関する基準《法 34 条関連》
（４）特定地域型保育事業の運営に関する基準《法 46 条関連》
（５）放課後児童健全育成事業の基準《法 59 条関連》
（６）子ども・子育て会議の設置に関すること（法 77 条関連）
（基準を定めるものではないが、現在、地域保健福祉審議会の専門部会として設置されている「子ども・子育て部会」を、改めて条例で規定し設置する。）

	従うべき基準 （条例の制定にあたり、法令に従い、適合すべき基準）	参酌すべき基準 （条例の制定にあたり、実情に応じて、法令を十分に参照し定める基準）
（１）小学校就学前の子どもに係る保育必要量の認定基準（法 20 条関連） 【別紙２参照】	○保育の必要性を認める事由 （就労、就学、求職活動、同居親族等の介護・看護等） ○保育の必要量に応じた区分 ・保育標準時間 ・保育短時間	○優先利用が求められる事情 （ひとり親家庭、生活保護世帯、虐待やＤＶのおそれがある場合など社会的養護が必要な場合、育児休業明け等）
（２）特定地域型保育事業の認可基準（法 46 条関連） 【別紙３参照】	○職員数・資格要件 ○乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの	○設備・面積基準（保育室等・屋外遊技場） ○給食（給食・設備・職員） ○耐火基準 ○連携施設等（保育内容の支援、卒園後の受け皿）
（３）（４）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（法 34 条、46 条関連） 【別紙４参照】	○利用定員 ○施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの	○運営基準 ・利用開始に伴う基準 ・教育・保育の提供に伴う基準 ・管理・運営等に関する基準 ・撤退時の基準 ○業務管理体制の整備 ○教育・保育に関する情報の報告及び公表
（５）放課後児童健全育成事業に関する基準（法 59 条関連） 【別紙５参照】	○従事するもの ○員数	○児童の集団の規模 ○施設・設備 ○開所日数 ○開所時間 ○その他

子ども・子育て新制度の実施までのスケジュール(イメージ)

別紙１

				平成２６年度			
	～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
国における主な作業日程	子ども・子育て会議 →	→	→	→	→	→	→
	●認可・運営基準 ●支給認定基準 ●地域子ども・子育て支援事業の基準	→	→	●公定価格の骨格（施設の移行調査）	→ ※引き続き、必要事項を検討	→	（公定価格の設定）
	●基本指針・ニーズ調査案 →			●認定基準等、関係政省令の公布		●本格施行に向けた法令等の確定作業	→
認可基準 運営基準（確認制度）	ニーズ調査票の検討		●各種基準案（条例）の検討 ※ 国の子ども・子育て会議・社会保障審議会における認可基準等の資料を活用 ※ 子ども・子育て部会の意見聴取	【都道府県】幼保連携型認定こども園の認可基準（条例制定） 【区市町村】 ●地域型保育事業の認可基準（条例制定） ●確認を受ける施設・事業の運営基準（条例制定） →	●２７年度当初に向けた認可、確認の開始 新制度への移行支援	→	→
支給認定				●支給認定基準（条例制定） →	●保育等の利用手続・支給認定事務	●支給認定事務の開始（保育の必要性認定） ●利用手続の開始、利用調	
地域子ども・子育て支援事業				●放課後児童クラブの設備運営基準（学童クラブ条例改正）	●事業量・内容等の事業計画化の検討	→	→
費用・利用者負担				●費用・利用者負担の検討	→	→	● 国の定める公定価格等を踏まえ、利用者負担
広報・周知			●保育・幼稚教育等の事業者への説明・周知、意向確認	→	→	→	→
				●区民への説明会や広報による制度周知	→	→	→
子ども・子育て部会				●第４回子ども・子育て部会 条例（素案）への意見聴取			

（内閣府　自治体向け説明会資料より作成）

別紙２

保育の必要性認定について

１．認定区分

法 19 条１項１号に該当：教育標準時間認定（満３歳以上）

法 19 条１項２号に該当：保育認定（満３歳以上）

法 19 条１項３号に該当：保育認定（満３歳未満）

２．認定基準

【事由】保護者の労働又は疾病その他内閣府令で定める事由

【区分】保育標準時間：①利用可能時間・・11 時間

②就労時間下限・・週 30 時間程度を基本

保育短時間　：①利用可能時間・・８時間

②就労時間下限・・月 48～64 時間の範囲で、区市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間

【優先利用】ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

それぞれの事項について、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なるため、運用面の詳細を含め、実施主体である区市町村において、それぞれ検討・運用。

①　事由

1　就労
2　妊娠・出産
3　保護者の疾病、障害
4　同居親族等の介護・看護
5　災害復旧
6　求職活動
7　就学
8　虐待やＤＶのおそれがあること
9　育児休業取得時に、既に保育を利用していること
10　その他市町村が定める事由

×

②　区分（保育必要量）

1　保育標準時間
2　保育短時間

×

③　優先利用

1　ひとり親家庭
2　生活保護世帯
3　生活中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
4　虐待やＤＶのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
5　子どもが障害を有する場合
6　育児休業明け
7　兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
8　小規模保育事業などの卒園児童
9　その他市町村が定める事由

地域型保育事業認可基準について

地域型保育事業は、「小規模保育事業（定員 6～19 人）」「家庭的保育事業（定員 5 人以下）」「事業所内保育事業（地域枠を設定）」「居宅訪問型保育事業」の 4 類型

	類型	小規模保育事業			家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
基準		A型	B型	C型			
職員数・資格要件 【従うべき基準】	職員数	0 歳児　３：１ 1・2 歳児　６：１＋１名	0 歳児　３：１ 1・2 歳児　６：１＋１名	0～2 歳児　３：１ （補助者を置く場合５：２）	0～2 歳児　３：１ 家庭的保育補助者を置く場合　５：２	定員 20 名以上 保育所と同様 定員 19 名以下 小規模保育Ａ，Ｂと同様	0～2 歳児　１：１
	保育従事者	保育士※1	保育士※1 １／２以上 （保育士以外には必要な研修を実施）	家庭的保育者 （＋家庭的保育補助者） （必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区市町村長が認める者）	家庭的保育者 （＋家庭的保育補助者） （必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区市町村長が認める者）	定員 20 名以上 保育所と同様 定員 19 名以下 小規模保育Ａ，Ｂと同様	保育従事者 （必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区市町村長が認める者）
設備・面積基準 【参酌すべき基準】	設備 保育室等	0・1 歳児　乳児室又はほふく室、2 歳児保育室	0・1 歳児　乳児室又はほふく室、2 歳児保育室	0・1 歳児　乳児室又はほふく室、2 歳児保育室	保育を行う専用居室	0・1 歳児　乳児室又はほふく室、2 歳児保育室	－
	屋外遊技場	屋外遊技場（付近の代替地可）	屋外遊技場（付近の代替地可）	屋外遊技場（付近の代替地可）	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭（付近の代替地可）	屋外遊技場（付近の代替地可）	－
	面積 保育室等	乳児室／ほふく室 1 人 3.3 ㎡ 保育室　1 人 1.98 ㎡	乳児室／ほふく室 1 人 3.3 ㎡ 保育室　1 人 1.98 ㎡	乳児室／ほふく室／保育室　1 人 3.3 ㎡	1 人 3.3 ㎡ （部屋自体は 9.9 ㎡必要）	定員 20 名以上 保育所と同様 定員 19 名以下 小規模保育Ａ，Ｂと同様	－
	屋外遊技場	1 人 3.3 ㎡（２歳児）	1 人 3.3 ㎡（２歳児）	1 人 3.3 ㎡（２歳児）	1 人 3.3 ㎡（２歳児）	1 人 3.3 ㎡（２歳児）	－
給食	給食	自園調理※2 連携施設等からの搬入可 社会福祉施設、病院含む	自園調理※2 連携施設等からの搬入可 社会福祉施設、病院含む	自園調理※2 連携施設等からの搬入可 社会福祉施設、病院含む	自園調理※2 連携施設等からの搬入可 社会福祉施設、病院含む	自園調理※2 連携施設等からの搬入可 社会福祉施設、病院含む	訪問先の居宅において保育を提供する事業形態が基本になると想定しており、保育者による調理及び食事の提供は行わないことを基本とする。
	設備	調理設備	調理設備	調理設備	調理設備	定員 20 名以上 調理室 定員 19 名以下 調理設備	
	職員	調理員※3	調理員※3	調理員※3	調理員※3（保育を行う子どもが 3 人以下の場合家庭的保育補助者で対応可）	調理員※3	
耐火基準 【参酌すべき基準】	耐火基準等	保育所に準じた上乗せ規制あり（更に検討）	保育所に準じた上乗せ規制あり（更に検討）	保育所に準じた上乗せ規制あり（更に検討）	基本的には上乗せ規制なし（更に検討）	小規模保育事業を踏まえ更に検討	規制を設けないことを基本とするが、消火器や避難経路の確認等を求めるよう促すこととする。
連携施設等	連携施設※4	連携施設の設定が必要※5 ※6	連携施設の設定が必要※5 ※6	連携施設の設定が必要※5 ※6	連携施設の設定が必要※5 ※6	連携施設の設定が必要※5 ※6	連携施設の設定は一律には求めない。

※１　0～2 歳児を 4 名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を 1 人に限って保育士としてカウント可

※２　現在、自園調理を行っていない事業からの移行の場合、第１期事業計画の終期である平成 31 年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。

※３　連携施設等からの搬入を行う場合は不要。

※４　連携施設の役割として①保育内容の支援（給食に関する、嘱託医（健康診断）、園庭開放、合同保育、後方支援、行事への参加など）、②卒園後の受け皿の役割が求められる。

※５　連携施設は小規模保育事業者等と教育・保育施設設置者との間で調整、設定することを基本とするが、その調整が難航し、連携施設の設定が困難である場合、小規模保育事業者等からの求めに応じて、区市町村が調整を行うこととする。

※６　当面、連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要と区市町村が判断した場合、平成 31 年度末までの間、一定の措置※7を（区市町村が）講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる。

※７　①保育内容の支援に関連して、連携可能な施設によるモデル的取組みの開始、公立施設によるバックアップ体制の整備、保育士等による巡回支援の実施等、連携施設による保育内容の支援の普及に資する措置。
②卒園後の受け皿に関連して、3 歳以降引き続き保育の利用を希望する保育者に対して、利用調整にあたっての優先度を上げることその他 3 歳以降の円滑な継続利用に結びつけるために必要な措置。

別紙４

運営基準（教育・保育施設、地域型保育事業）について

１．概要

確認制度における運営基準については、教育・保育施設、地域型保育事業は、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと、子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準を満たすことが求められる。

このうち、運営に関する基準について、国が定める基準は、「利用定員」、「施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」については従うべき基準、それ以外の事項は参酌すべき基準とする。

これに加え、施設・事業者に対しては、子ども・子育て支援法において、業務管理体制の整備、教育・保育に関する情報の報告及び公表が求められている。

２．利用定員について

確認にあたっては、区市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い１号認定、２号認定、３号認定の区分ごとに利用定員を定める。また、３号認定については、０歳と１・２歳で区分して利用定員を定める。

最低利用定員数については、施設型給付の対象施設のうち、保育所と認定こども園の利用定員は 20 人以上とし、幼稚園については最低利用定員を設けない。（幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園は、施設全体では利用定員 20 人以上に設定する。）

３．運営基準について

現在、運営基準に規定することを検討している事項

分類	事項（案）
利用開始に伴う基準	・内容・手続きの説明、同意、契約 ・応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ・支給認定証の確認、支給認定申請の援助
教育・保育の提供に伴う基準	・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ・子どもの心身の状況の把握 ・子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む） ・連携施設との連携（地域型保育事業のみ） ・利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む） ・利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止） ・特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）
管理・運営等に関する基準	・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示 ・秘密保持、個人情報保護 ・非常災害対策、衛生管理 ・事故防止及び事故発生時の対応 ・評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価） ・苦情処理 ・会計処理（会計処理基準、区分経理、使途制限等） ・記録の整備
撤退時の基準	・確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）

４．情報公表の取扱いについて

子ども・子育て支援法では、施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、教育・保育施設の設置者、地域型保育事業の事業者に対して、確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとする際などに、当該施設・事業において提供する教育・保育に係る情報を都道府県知事に報告することを求めている。

また、都道府県知事は、上記の報告を受けた後、その報告の内容を公表しなければならないこととされている。

・現行の幼稚園、保育所、認定こども園の情報公表の仕組みやこれまでの議論を踏まえ、情報公表の具体的項目としては、以下のような内容とする。

（１）基本情報
（法人）
・名称、所在地等連絡先　・代表者の氏名等　・設立年月日
・同一都道府県で運営する教育・保育施設等
（施設）
・教育・保育施設の種類（認定こども園（４類型)、幼稚園、保育所)、
地域型保育事業の種類（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）
・名称　・所在地等連絡先　・事業所番号　・施設長の氏名等　・認可・認定・確認年月日
・連携施設の状況（地域型のみ）・施設設備の状況（居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況）
・職員の状況（職種ごとの職員数、免許の有無／専従兼務／常勤・非常勤／直接雇用(有期・無期)・派遣別、勤続年数・経験年数等）
・職員１人当たり子ども数　・過去３年間の退職職員数　・利用定員、学級数、在籍子ども数
・開所時間等　・障害児対応
（２）運営情報
・施設の運営方針　・教育・保育の内容・特徴　・選考基準　・利用手続
・利用者に対する事前説明等の状況　・事故発生時の対応
・利用料等に関する事項（実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む）
・障害児保育・特別支援教育、一時預かり、子育て支援、保護者会等の実施状況
・給食の実施状況（アレルギー対応を含む）　・相談、苦情等の対応のための取組の状況
・秘密保持のための措置・自己評価等の結果
・子ども・子育て支援法第３９条第３項・第５項、第５１条第２項・第４項、第５７条第２項、第４項の規定により公表・公示された旨
・その他都道府県が必要と認めた事項

５．業務管理体制について

給付の適正な実施を担保していくため、確認を受けた教育・保育施設の設置者、地域型保育事業の事業者に対して、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備した上で、届出を求める。また、届出に当たっては、以下の区分に応じた届出を行い、区市町村長、都道府県知事、内閣総理大臣は、それぞれ以下の区分に応じて必要な指導監督を行う。

・確認に係る施設・事業が１つの区市町村に所在する場合：区市町村
・確認に係る施設・事業が２つ以上の都道府県に所在する場合：内閣総理大臣（国）
・それ以外の場合：都道府県

届出の内容は、全ての事業者に求める共通事項と、施設・事業者の規模に応じて求める事項について、それぞれ以下を求めることとする。

	対象設置者・事業者	届出事項
共通事項	すべての設置者・事業者	設置者・事業者に関する情報 ・法人の名称又は氏名、所在地 ・代表者の氏名等
		法令遵守責任者の氏名等
規模に応じた事項	事業所数等 20 以上の設置者・事業者	法令遵守規定の海洋
	事業所数等 200 以上の設置者・事業者	法令遵守に係る監査の方法の概要

業務管理体制の届出を受けた都道府県、内閣総理大臣（国）は、教育・保育施設、地域型保育事業の確認を行う市町村と密接に連携し、必要に応じて必要な情報を共有することを基本とする。

内閣総理大臣又は都道府県知事が指導監督を行うときは、確認主体である市町村長と密接な連携の下に行う。

市町村長は、確認を行った施設・事業者について、内閣総理大臣又は都道府県知事に対して指導監督を行うよう求めることができる。

放課後児童健全育成事業の基準について

「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」抜粋

従事する者 【従うべき基準】	・ 放課後児童指導員は、「児童の遊びを指導する者」（児童福祉施設の整備及び運営に関する基準第 38 条で定める児童厚生施設に置かなければならない者）で、基本的生活習慣の取得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を補完するための研修を受講した者とすることが適当 ・ 上記を資格要件の１つとして基本としつつも、「放課後子ども教室」に継続的に従事した者など児童と継続的な関わりを持った経験のある者についても、有資格者となるための資格要件の１つに加えることも考えられ、引き続き検討が必要 ・ 様々な経験を持った地域の人材が積極的に関わることにも意義があるため、有資格者でない者も業務に従事することを可能とするが、最低限必要な知識等を持って職務に当たることが望ましいため、着任時の研修の受講を推奨することが適当
員数 【従うべき基準】	・ ２人以上を配置することとし、うち１人以上は有資格者とすることが適当 ・ 20 人未満の小規模クラブについては、２人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合は、１人でも可とするが、この場合の専任の職員は有資格者であることが適当
児童の集団の規模 【参酌すべき基準】	・ おおむね 40 人までとすることが適当 ・ おおむね 40 人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、分割して運営する方法に拠り難い場合は、児童の安全を確保できる体制の下で、地域の実情に応じて１つのクラブの中で複数の児童の集団に分けて対応するよう努める。 ・ 「児童」の考え方について、毎日利用する児童（継続利用前提の申込み児童）に人数に、一時的に利用する児童（塾・習い事、保護者のパート就労等により週のうち何日かの利用前提の申込み児童）の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当
施設・設備 【参酌すべき基準】	① 専用室・専用スペース ・ 児童１人あたりおおむね 1.65 ㎡以上とすることが適当 ② その他 ・静養スペースを設けることが適当で、設置の方法は児童の安全、健康、衛生面に配慮しつつ各クラブの実情に応じたものとすべき
開所日数 【参酌すべき基準】	・ おおむね平日の授業日に学校の長期休業日を加えた数である年間 250 日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとすることが適当
開所時間 【参酌すべき基準】	・ 平日につき１日３時間以上、休日につき１日８時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとすることが適当
その他 【参酌すべき基準】	・ 非常災害対策、虐待等の禁止、秘密の保持に関すること、保護者、小学校等との連携等、事故発生時の対応等について省令上に定めることが適当